

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年12月5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
上飯田中学校 非常放送設備更新
- 2 履行場所
泉区上飯田町2254
横浜市立上飯田中学校
- 3 契約日
令和7年9月25日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年11月28日
- 5 契約金額
1,224,300円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市旭区都岡町39番地4
妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
非常放送設備において老朽化と思われる故障により校内放送が使用不能となった。
早急に対応しなければ火災発生や地震発生時の避難誘導等に支障が生じ、人命の危険があることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課